在宅時間が長い高齢者は、大切な老後資金が狙われています！

悪質な事業者は、親切を装って近づいてきます。そして高齢者の３Ｋ(金銭、健康、孤独)に関する不安につけこんで、お金を支払わせるよう仕向けてきます。

高齢者を狙った悪質商法の入り口とその手口

訪問販売

・点検商法

自宅に突然訪問してきて、「無料で点検します」「法律で点検が義務化しました」などと言い、言葉巧みに勧誘し、高額な商品や修繕サービスを契約させることが狙いです。

点検商法の例

- ふとん
- 家の屋根
- 給湯器システム
- 水質調査
- 太陽光発電

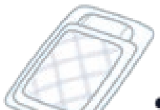

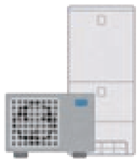

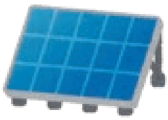

電話勧誘

・インターネット接続回線の勧誘

回線を乗り換えると安くなると言って、公的機関や実在の企業名をそれらしく名乗って、勧誘してきます。

・海鮮などの勧誘

以前に購入してもらったなどと困惑させて勧誘し、商品を代引きで送り付けてきたりします。

押し買い

自宅に突然電話や訪問をしてきて、表向きは着物や不用品を高く買い取ると言いつつ、本当の目的は貴金属類です。市場価値より安値で買い取ることが狙いです。

だまされないようにするために!

1. 契約は一人で決めず、必ずだれかに相談しましょう。
2. 突然の訪問販売や強引な電話勧誘をしてくる事業者は一旦断りましょう。
3. 契約後のトラブルに備え、近くに店舗があり信頼できる事業者と契約しましょう。
4. 万一、契約してしまっても、早期ならクーリング・オフができる場合があります。

消費生活相談窓口では、契約する前でも相談を受け付けています。不安な場合はぜひ相談ください。

各市の消費生活相談窓口

時　間／10:00 ～ 16:00　相談料／無料
相　談／予約制　予　約／住民登録地の窓口

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください。

月～金曜日　多治見市役所／ 22-1134(直通)
火曜日　瑞浪市役所／ 68-9748(直通)
金曜日　土岐市役所／ 54-1111(内線 172)
メールでの相談 ／ kouiki@tono-seibu.org

相談は資格を持った専門相談員が３市の各市役所でお話をおうかがいしています。

消費者ホットライン。局番なしの 188　土日も対応。お近くの相談窓口に繋がります。